

♣ 広告宣伝費と交際費との区分

Q : 広告宣伝費と交際費はどのような点で違うのですか? ポイントがあれば教えてください。

A : 広告宣伝費と交際費を区分するポイントは、3つです。

【解説】

税法における交際費とは、交際費、接待費、機密費、その他の費用で法人がその得意先、仕入先その他事業に関係ある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいいます。

これに対して、広告宣伝費については、不特定多数の者に対する宣伝的効果を意図して支出する費用として、交際費と広告宣伝費を区分しています。

また、交際費から除かれる費用には、カレンダー・手帳・扇子・うちわ・手ぬぐいその他これらに類する物品を贈与するために通常要する費用があると例示しており、これらに類する物品については、多数の者に配布することを目的として主として広告宣伝的効果を意図する物品で、その価額が少額であるものとしています。

これらのことからすると、広告宣伝費と交際費を区分するには、次の3つのポイントを基準に判定することとなります。

- ① 支出の相手が不特定多数かどうか
- ② 支出の目的が広告宣伝を意図したものであるかどうか
- ③ 広告宣伝のために通常要する費用であるかどうか

